

病院協会会報

2020. AUG.

vol. 61



「地域の声に耳を傾け、
地域と共に歩む」
医療法人社団真養会
きせがわ病院（沼津市）

静岡県小児医療の
「最後の砦」として
地方独立行政法人
静岡県立病院機構
静岡県立こども病院（静岡市）



Contents

令和2年度通常総会で第6期役員が選任されました・・・2	ふじのくに医療勤務環境改善支援センターを開設しました・・・6
第6期会長就任挨拶・・・2	～申請受付中です～
第6期役員名簿・・・3	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の概要・・・8
新任理事 新任監事のご紹介・就任挨拶・・・4	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の概要・・・9
叙勲・・・5	病院紹介
知事・副知事への第6期役員就任挨拶・・・5	医療法人社団真養会 きせがわ病院・・・12
静岡大学防災総合センター関係者からの 新型コロナウイルス感染症対策費の寄附・・・5	静岡県立こども病院・・・14

公益社団法人 静岡県病院協会

ホームページ URL : <http://www.shizuoka-bk.jp> / E-mail : web@shizuoka-bk.jp

令和2年度通常総会で第6期役員が選任されました

当協会では、例年5月に通常総会を開催していますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常総会を書面審議により実施し、「2019年度事業報告」並びに「2019年度収支決算及び財産目録」の承認に加え、第6期役員の選任を行いました。（決議日 令和2年5月28日）

また、通常総会での役員選任に続き、臨時理事会（書面審議）を実施し、会長、副会長及び専務理事を選定し、会長には、第5期に引き続き毛利博氏が就任しました。

第6期の役員は次ページのとおりです。

第6期会長就任挨拶



公益社団法人

静岡県病院協会会長

藤枝市立総合病院事業管理者

毛利 博

本年度は、新型コロナウイルス感染症による行動抑制から総会を開催することができなくなり、皆様にも大変ご迷惑をおかけしました。従来は、総会にて新執行部のご承認を得たうえで病院協会の運営が図られるのですが、書面審議にてご承認をいただきました。この場をお借りしてお礼の言葉とさせていただきます。地域医療構想、働き方改革、さらにはコロナ問題など、病院の根幹を揺るがしかねない状況であることに変わりはありません。この難局を皆さんと知恵を絞って乗り切りたいと思いますので、よろしくご支援をお願いします。

さて、年度当初から新型コロナウイルスが発生し、世界的規模で広がりをみせています。日本は、コロナ関連死亡者数が少なく、クラスター対策や病院の献身的努力により何とか第1波は抑えられたようです。しかし、世界経済への配慮も必要であり、緊急事態宣言解除に伴い経済を回し始めたところ、若者を中心にコロナ感染が増加してきています。いよいよ第2波が始まったようで、医療崩壊が起きないようにオール静岡で対応する必要があります。

少子高齢化社会に伴う人口減少社会を迎えて地域医療構想の実現のため様々な議論がなされてきました。そのなかで新型コロナウイルス感染症のパンデミックな広がりをみせ、日本の医療体制そのものが異次元の世界に入ってきました。コロナ感染症患者が入院した病院では病院の収支が急速に悪化し、診療報酬全体を上げる以外には現在の診療体制が維持できなくなる懸念が高まっています。また、コロナ感染症の入院がなかった病院でも、外来患者、入院患者の10-20%減少がみられ、病院経営に影を落としています。有効な治療法が確立されるまではコロナとの戦いは継続し、検査体制をより一層確立し、さらなる医療体制の構築をしていかなければ、第2波の際には医療が持ちこたえられるのかは疑問が残ります。病院も赤字になれば倒産もありうることを地域住民にも周知し、如何にして医療体制を堅持していくかは地域全体で議論を深める時ではないでしょうか。国、県、市町、病院、医師会が情報を共有し、強い連携のもと対処していく必要があると思います。

コロナ後の経済、医療は大きく変貌してくるものと感じております。受診の在り方が大きく変わり、開業医、病院もこれまでとは異なった発想の転換を求められてくると思います。国、県とも情報を共有し、適切な対応を考え同じ方向を向いて進んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

第6期役員名簿

(任期：令和2年5月28日～令和4年5月通常総会終結の時まで)

理事・監事選任…令和2年5月28日、会長・副会長・専務理事選定…令和2年6月1日

役 職 名	氏 名	職 名	再任・新任
会 長	毛 利 博	藤枝市立総合病院 事業管理者 (中部支部支部長)	再任
副 会 長	荻 野 和 功	聖隷三方原病院 病院長 (西部支部支部長)	再任
	磯 部 潔	静岡赤十字病院 院長 (中部支部副支部長)	再任
	伊 藤 孝	聖隷沼津病院 病院長 (東部支部支部長)	前理事
理 事	佐 藤 浩 一	順天堂大学医学部附属静岡病院 院長 (東部支部副支部長)	新任
	柏 木 秀 幸	富士市立中央病院 院長 (東部支部副支部長)	再任
	宮 下 正	地方独立行政法人静岡市立静岡病院 理事長 (中部支部副支部長)	前監事
	奥 田 康 一	浜松赤十字病院 院長 (西部支部副支部長)	再任
	澤 田 健	浜松北病院 理事長兼院長 (西部支部副支部長)	再任
	木 本 紀代子	東名裾野病院 理事長兼院長	再任
	鈴 木 昌 八	磐田市立総合病院 病院事業管理者兼病院長	再任
	徳 永 宏 司	一般社団法人静岡県医師会 副会長	再任
	小 澤 照 雄	一般社団法人静岡県歯科医師会 副会長	再任
	原 田 晴 司	公益社団法人静岡県薬剤師会 副会長	新任
	渡 邊 昌 子	公益社団法人静岡県看護協会 会長	再任
	高 橋 邦 典	一般社団法人静岡県社会福祉士会 会長	新任
	木 宮 健 二	学校法人常葉大学 理事長	再任
	野 田 靖 彦	公益財団法人SBS静岡健康増進センター常任理事兼事務局長	新任
	落 合 慎 悟	静岡県議会議員	新任
専務理事	高 橋 治 子	公益社団法人静岡県病院協会 事務局長	再任
監 事	石 山 純 三	静岡済生会総合病院 病院長	新任
	鈴 木 潤	芙蓉監査法人 代表社員	再任

新任理事 新任監事のご紹介・就任挨拶

理 事 佐藤 浩一（順天堂大学医学部附属静岡病院 院長）

この度、理事を拝命いたしました。従来、伊豆半島および静岡県東部の病病連携・病診連携の推進、地域医療への貢献を目指して参りました。今後も病院運営の健全化、働き方改革による病院勤務者の労働環境の改善に全力を尽くす所存でございます。

よろしくお願いいたします。

（さとう こういち）

理 事 原田 晴司（公益社団法人静岡県薬剤師会 副会長）

この度、理事を拝命いたしました。医療安全、感染対策、地域医療連携推進等、多岐にわたる病院協会の事業に薬剤師の立場で協力させていただき、県民の健康保持・増進に貢献できるよう努めます。よろしくお願いいたします。

（はらだ せいじ）

理 事 高橋 邦典（一般社団法人静岡県社会福祉士会 会長）

この度、山本前会長に代わり理事に就任することになりました。SDGsの「すべての人に健康と福祉を」の目標達成及び「地域包括ケアシステムの構築」のため、福祉・介護と医療の連携に努めてまいります。

（たかはし くにのり）

理 事 野田 靖彦（公益財団法人SBS静岡健康増進センター常任理事兼事務局長）

この度、広報啓発部会の部会員を務めさせていただくことになりました。広く一般の方々に病院に対する理解を深めていただき県民の健康増進に役立つよう取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

（のだ やすひこ）

理 事 落合 慎悟（静岡県議会議員）

県議会会派で県看護協会と共に病院医療の課題等について視察し、医療現場の課題を県政に届けてきました。

これからは、病院協会の理事として、医療水準の向上と健康保持・増進のため、しっかり勉強し取り組んでまいります。

（おちあい しんご）

監 事 石山 純三（静岡済生会総合病院 院長）

この度、県病院協会監事を拝命いたしました。監査の役割を全うすることで県病院協会の活動に貢献できることを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（いしやま じゅんぞう）

「叙勲（協会推薦）」 お祝い申し上げます

【令和 2 年 春の叙勲（瑞宝双光章）】

受章者 聖隷三方原病院 検査部元技師長 山田 哲司 氏

受章日 令和 2 年 4 月 29 日

「知事・副知事への第 6 期役員就任挨拶」

令和 2 年 6 月 17 日（水）、毛利会長、荻野副会長、伊藤副会長が静岡県庁を訪れ、川勝静岡県知事及び出野副知事へ、第 6 期役員就任挨拶を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大下での県内病院の現状及び病院運営への影響を伝え、検査の充実と病院運営への支援を求めました。



「静岡大学防災総合センター関係者からの 新型コロナウイルス感染症対策費の寄附」

静岡大学防災総合センター関係者から当協会へ、新型コロナウイルス感染症対策費として 60 万円が寄附されました。

同センターでは、センター長であった岩田孝仁教授（現特任教授）の退官記念講演会開催費用として、関係者が積立を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により講演会が中止となったため、新型コロナウイルス感染症対応に尽力している病院で活用してほしいと当協会に寄附してくださることとなり、令和 2 年 6 月 18 日に贈呈式を行いました。

当協会では、この寄附金により、診療用ガウンを購入し、会員病院に配付いたします。



ふじのくに医療勤務環境改善支援センターを開設しました

静岡県では、県内の医療機関の医療勤務環境改善を進めるため、平成26年度に健康福祉部地域医療課内に「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」を設置し、取組を進めてきましたが、今年度、当協会が静岡県及び静岡県労働局から委託を受け、協会内に同センターを開設しました。

アドバイザー派遣、相談等、是非ご活用ください。

1 ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの業務

- 医療機関からの要請に応じ、アドバイザーを派遣^(*)します。
アドバイザーは、社会保険労務士、医業経営コンサルタント、WLB（ワークライフバランス）推進委員等の専門家です。
- 医療機関向け研修会を開催します。

(*)アドバイザー派遣の申請は、今後、ホームページ等で出来るようにしてまいります、当面は、054-252-6326（担当 大橋）まで、電話でお申し込みください。

2 アドバイザーが対応する具体的な相談メニュー（主なもの）

○働き方・休み方の改善

- ・時間外労働の削減、1回あたりの最長勤務時間の削減
- ・年次有給休暇をはじめとする休暇の取得促進
- ・夜勤負担軽減策の充実（夜勤明けの早帰り等）
- ・勤務と勤務の間隔の確保

○職員の健康支援

- ・生活習慣病対策（健康診断の受診率向上、禁煙率向上の取組）
- ・メンタルヘルス対策（「心の健康づくり計画」の策定、復職支援プログラムづくり等）
- ・長時間労働対策、夜勤負担の軽減

○働きやすさ確保のための環境整備

- ・仕事と子育ての両立支援（短時間正社員制度の導入、子育て中の職員に対する残業免除等）
- ・仕事と介護の両立支援（法定以上の介護休業制度・介護休暇の導入、相談窓口の整備等）
- ・職員の安全確保（暴言・暴力等への対策）
- ・いじめ・ハラスメント対策

○働きがいの向上

- ・専門職としてのキャリアアップ支援（研修等への参加奨励、手当等の支給）
- ・人事異動によるキャリアアップ支援
- ・休業後のキャリアアップ支援（産休・育休復帰後のキャリア形成等）

3 勤務環境改善計画におけるアドバイザーの役割

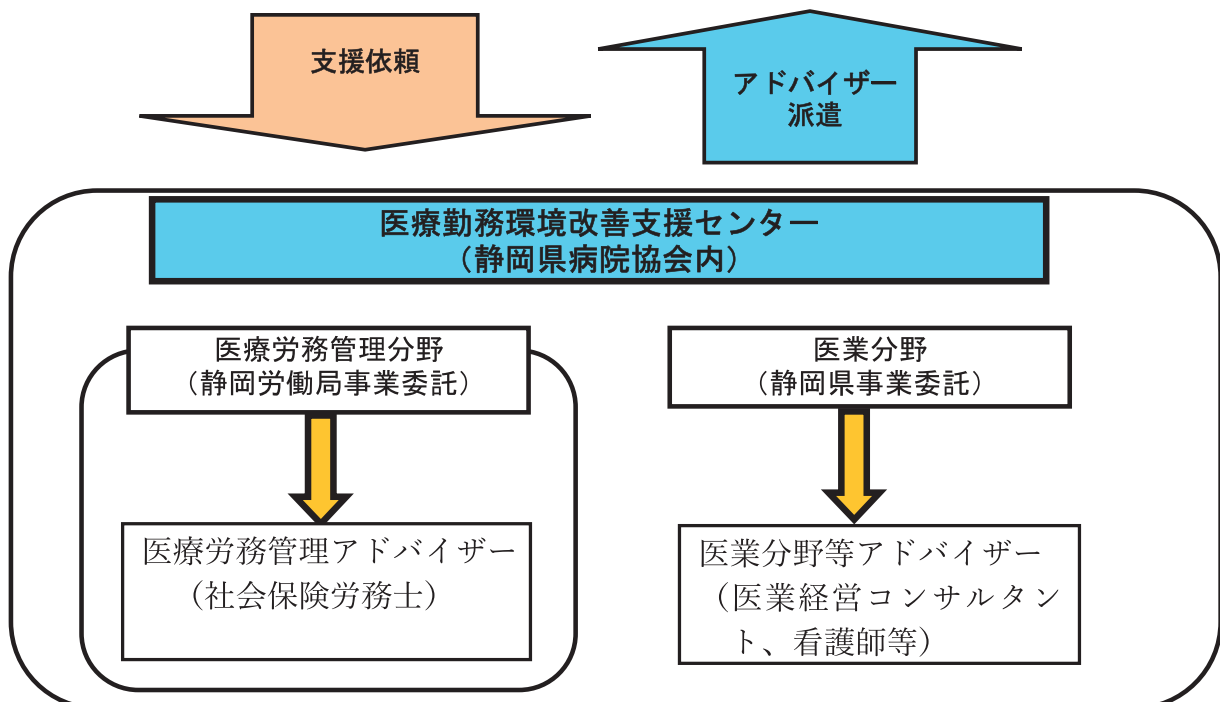
アドバイザーは、医療機関における勤務環境改善計画の「準備、計画、実行、評価・改善」のいずれの段階においても派遣が可能です。

医療機関の勤務環境改善計画の策定・実施

	ステップ	概要
準備	1 事前準備	・院内での実施体制(委員会など)づくりなど。 ・管理者による取組方針表明・職員への周知
計画(P)	2 課題分析	・全職員を対象とした調査等による現状把握 ・「現状分析・対策立案シート」等による現状把握と課題の明確化
	3 目標設定・施策立案	・目標と目標達成のための実施事項の決定 「アクションプランシート」作成。
実行(D)	4 取組実施	・「アクションプランシート」に沿った施策実施。 ・実施事項の定期的な進捗管理。
評価(C)・改善(A)	5 成果の確認	・「アクションプランシート」に実施成果記載 ・実施成果の確認 ・定期的な効果測定

※「現状分析・対策立案シート」「アクションプランシート」は、いきいき働く医療機関 WEB でダウンロードできます。

勤務環境改善計画＝「現状分析・対策立案シート」「アクションプランシート」



～申請受付中です～

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の概要

(担当：静岡県健康福祉部医療局地域医療課)

1 概要

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県等から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員（以下、医療従事者等）に対し慰労金を給付する。（他の慰労金を含め1人につき1回に限る）

2 慰労金給付対象・金額（国実施要綱等より）

対 象 医 療 機 関 等		給付金額	対 象 者	
新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等 ※1、1-2	実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を実施	20万円／人 ※2	「始期」から6月30日までの間に、通算して10日以上勤務 ※4	患者と接する医療従事者等 ※5
	上記以外	10万円／人		
その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所 ※1-2	実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を実施	20万円／人 ※3		
	上記以外	5万円／人		

※1 重点医療機関、感染症指定医療機関、新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、地域外来・検査センター等

※1-2 医療機関（病院及び診療所）は保険医療機関に、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る

※2 当該医療機関等で実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（帰国者・接触者外来設置医療機関、地域外来・検査センターは感染症の疑い例を含む）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等に対しては1人10万円を給付

※3 当該医療機関等で実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等に対しては1人5万円を給付

※4 「始期」は、静岡県では令和2年2月7日（静岡県患者受入日）とする。

※4 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない

※5 「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者等（派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として働く従事者も同趣旨に合致する場合は対象に含まれる）

3 慰労金給付申請手続

- ・医療従事者等が勤務先医療機関等に代理受領の委任を行い、委任を受けた医療機関等が都道府県に給付申請を行うことを原則とする。

（退職者等、医療機関等で把握できない場合等は、直接都道府県に給付申請を行う）

- ・代理受領分の申請受付、支給事務等は県が県国民健康保険団体連合会に委託する。

	申 請 事 務 の 流 れ	摘 要
①	（医療機関等→国保連合会）医療機関等がオンライン請求システムに申請書類をアップロード ※オンライン請求未対応の場合はウェブ申請が原則	国保連合会→県申請書類送付
②	（県→医療機関等）県が申請書類を審査の上、給付決定通知を医療機関等あて郵送	
③	（国保連合会→医療機関等）国保連合会が医療機関あて慰労金を振込【概算払】、振込通知書を郵送	
④	（医療機関等→県）医療機関等が県あて実績報告書（精算書）、添付書類を郵送	

～申請受付中です～

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の概要 (新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

(担当：静岡県健康福祉部医療局疾病対策課)

1 事業概要

- ・院内等での感染拡大を防ぐための取組（新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など）を行う、医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所に対して感染拡大防止対策等の支援を行うため、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（以下「支援金」という。）」を実施する。

2 対象

- ・医療機関（病院、内科診療所及び歯科診療所）：保険医療機関に限る
- ・薬局：保険薬局に限る
- ・訪問看護ステーション：指定訪問看護事業者に限る
- ・助産所

(以下「医療機関等」という)

※「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金支給事業と重複して支援金を受けることはできません。

3 対象期間

- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日（までの間に講じた（講じる）感染拡大防止対策）

※令和2年4月1日から申請時点までの間で既に実施した事業についても、経費の明細がわかる資料（領収書の写しなど）を提出することで支援金の対象とすることができます。

※支援金の申請は、一つの医療機関等から1回のみです（R2.7.1付け国QAより）。

4 支援金の対象となる感染防止対策の例

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象となります。
- ・感染拡大防止対策や診療体制確保の例としては、以下のような取組が考えられます。

対 策 の 例	対象経費（国要綱に定める経費）
共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
待合室の混雑を生じさせないよう予約診療の拡大や整理券の配布	
動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫	
電話等情報通信機器を用いた診療・服薬指導・連携体制の確保	
感染防止のための个人防护具・ガウン等の確保	
医療従事者の院内感染防止対策（研修・健康管理等）	

※従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は、支援金の対象外です。

⇒従前：令和2年3月31日以前。なお、新たに雇用した場合でも通常の医療の提供を行う者の人件費は対象外

(支援金の対象の資器材の例：支援金は次ページ「5 支援金の額」が上限となります)

支援金の対象となる資器材の例	対象とならない資器材の例	不明な場合
・空気清浄機（HEPAフィルターの有無を問わない） ・消毒費用、医療用廃棄物の廃棄費用 ・个人防护具（マスク、ゴーグル等） ・情報通信機器を用いた診療に用いるパソコン・WEBカメラ・イヤホン ・消耗品（体温計、消毒薬等）	感染拡大防止対策や診療体制確保等と <u>関連のない資器材</u>	支援金の対象となるか不明な場合は、県に相談してください。

＊一医療機関等当たりの上限の範囲内で、**複数の資器材や消毒等の委託事業と組み合わせても構いません。**＊ただし、前頁3のとおり、申請は一つの医療機関等から1回です。

5 支援金の額

- ・以下の額を**上限**として、**実費を支援金として交付**します（千円未満切捨て）。

医療機関等	支援金の上限額
病院	200万円＋5万円×病床数※
有床診療所（医科・歯科）	200万円
無床診療所（医科・歯科）	100万円
薬局・訪問看護ステーション・助産所	70万円

※病床数は原則として令和2年4月1日時点の許可病床数

※4/1以降増設・新規開院の場合は申請日の許可病床数

6 申請書のダウンロード及び入力

- ・静岡県 疾病対策課 で検索し、疾病対策課トップ「新着情報」から申請書（Excelファイル）をダウンロードしてください。※必ず「マクロを有効にする」をクリックしてから入力してください。

7 支援金の手続きについて

- ・支援金の申請は、委託先である静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への申請となります。なお、申請の流れは以下のとおりです。

No.	事務の流れ
①	医療機関等がオンライン請求システム・Web申請受付システムにより申請書・計画書等を国保連へ送付 ※1. オンライン請求システム・Web申請受付システムの申請方法は、国保連HPを御参照ください。 国保連HP https://www.shizukokuhoren.or.jp/insurance/kansenkakudaibousi/ ※2. オンライン請求・Web申請が困難な場合は、電子媒体（CD-R等）を国保連へ郵送してください。 ※上記※1、※2による申請がどうしても困難な場合は、県に御相談ください。
②	県にて申請書類を審査の上、交付決定通知書を医療機関等あて郵送
③	国保連から医療機関等あて支援金を振込【概算払】・振込通知書を郵送
④	医療機関等から県あて実績報告書（精算書）・添付書類（領収書等）を郵送
⑤	（精算額が概算払額を下回った場合）県から医療機関等あて納入通知書を郵送

8 申請期間

- ・令和2年7月28日（火）8:00から令和3年2月26日（金）21:00までの毎月15日から月末までを予定しています（12月は28日まで）。

9 その他

(1) 支援金の交付について

- ・支援金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための取組を迅速かつ円滑に進めるため、①事業に要する経費を全額で概算払（前払い）を行い、②事業実施後に実績報告書（精算書）を提出し、③精算額が概算払額を下回った場合は、差額を県に返納していただく制度となっております。
- ・このため、差額の返納の手続きが生じないように、申請時までに設備や備品、作業の委託先から見積書を徴しておき、見積額に基づき申請されるよう御配慮ください。
- ・なお、実績報告書（精算書）には、納品書、領収書の写しや振込額がわかる資料（通帳の写し等）を添付していただき精算額と確認いたします（確認できないものは支援金の対象となりません）ので、代金等の支払時に忘れずに受領・保管していただきますようお願いします。
- ・おって、申請時に既に事業を完了している医療機関等においては、実際に事業に要した額を領収書等に基づき申請して差し支えありません。

(2) 単価30万円以上（開設者が市町等の場合は50万円以上）の機器の廃棄について

- ・単価30万円以上（開設者が市町等の場合は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を購入後に、耐用年限を超えないで廃棄する場合は、あらかじめ県に御相談ください。

(3) 消費税仕入控除税額の取扱いについて

- ・消費税は、一つの商品が消費者に届けられるまでの流通の段階で取引のたびに課税されます。消費税は、実質的に消費者が税を負担することが予定されている間接税ですので、その重複を避けるため、申告納税手続きを行う事業者を通して、消費税の転嫁を行わなければなりません。この転嫁の仕組みが仕入税額控除です。

＜消費税の転嫁の仕組み（イメージ図）＞

メーカー	2,000円 で 売上	卸売業者	3,000円 で 売上	小売業者	6,000円 で 売上	消費者
売上の消費税額 200		売上の消費税額 300		売上の消費税額 600		
		仕入の消費税額 200		仕入の消費税額 300		
納付税額 200		納付税額 100		納付税額 300		負担する消費税額 600

* 各事業者は、売上の消費税額から仕入の消費税額を控除して納付税額を計算します。

◆ 消費税納付額＝[課税売上に係る消費税額]－[課税仕入に係る消費税額(仕入控除税額)]

* 各事業者が納付した消費税額は、最終的に消費者が負担した消費税額と一致します。

メーカー							卸売業者		小売業者		合計	
200円	+	100円	+	300円	=	600円←消費者が負担した消費税額600円と一致						

* 仕入控除の適用があるのは課税事業者であり、免税事業者は適用となりません。

- ・消費税等の課税事業者である支援金事業者が、確定申告にあたって支援金事業の実施に伴う事業経費を控除対象仕入税額として算入し、その消費税等に相当する金額の還付を受ければ、支援金のうち消費税等相当額の全部又は一部を支援金事業者が負担しない結果となります。このように、実質的な負担がない消費税等相当額等に対して支援金を支出することは適切でないため、支援金交付額から相応分を差し引く必要があります。

- ・控除対象仕入税額に算入できる額は、事業者の課税売上高や課税売上割合などによって計算方法が異なるため、額が明らかになる時点も事業者によって異なります。そのため、
 - ① 交付申請の段階で明らかである場合は減額して申請していただきます。
 - ② 実績報告の段階で明らかになる場合はその際に減額して報告していただきます。
 - ③ 支援金の額が確定後に明らかになる場合は改めて報告し返還していただきます。
- ・消費税仕入控除税額の報告依頼については、別途、交付決定時に御案内いたします。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の
お問い合わせは以下のコールセンターへお願いします。

コールセンター電話番号：054-255-1620

受付時間 9:00～17:00（平日のみ）

開設時期 令和2年7月17日（金）～9月30日（水）

病院紹介

地域の声に耳を傾け、地域と共に歩む



医療法人社団真養会 きせがわ病院
院長 塚本 哲朗

きせがわ病院の母体である医療法人社団真養会は、前身である田沢医院を、昭和28年に開設しその後、昭和58年に救急医療、予防医療、介護事業等で地域医療の貢献に努めてまいりました。現在は訪問診療に力を入れ、有床診療所として運営しております。また、平成4年には静岡県内で第一号となる訪問看護ステーションぬまづを開設、平成7年には介護老人保健施設おおひらを開設、同年2カ所目となる訪問看護ステーションはまゆうを開設。そして、平成12年にリハビリテーションを充実させた療養病床である「きせがわ病院」を開設しました。その後、平成19年にきせがわ地

域包括支援センターを沼津市から受託し、平成29年には二カ所目の第五地域包括支援センターを開設しております。さらに、2カ所のおおひら、きせがわ居宅介護支援事業所、きせがわホームヘルパーステーションと沼津市で唯一のきせがわ定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設しており、各事業所の連携を深め、切れ目のない、医療・介護サービスの提供を目指し沼津市の地域包括ケアシステム構築に向け、日々努力しています。

この真養会できせがわ病院は、地域医療の拡充を目指し設立された法人の一翼を担うため、地域に暮らす皆様の一般診療はもちろん、高齢者さんの治療やリハビリテーションの提供、さ





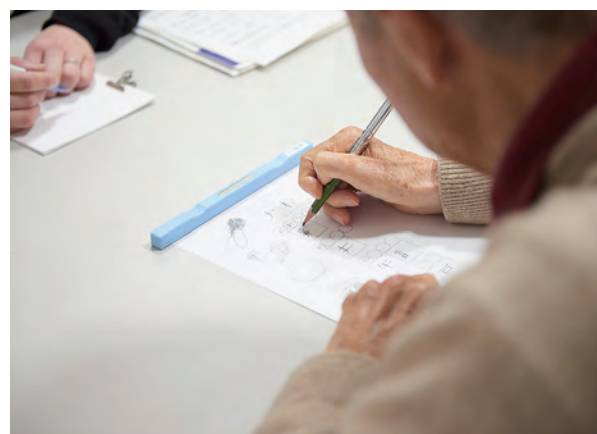
病 棟



リハビリテーション

らには長期療養型病床を擁した病院として、先述通り平成12年に開院しました。高齢社会の進展や生活習慣病の変化とともに、若年層から高齢者まで、慢性の疾患や病気が年々増え、地域

に求められる医療・介護サービスはますます多様になっています。患者さん本位の柔軟な医療、介護をめざして、外来診療から長期療養まで、さらに介護保険に対応した通所リハビリ・訪問リハビリによる日常生活の自立支援などトータルにケアできる体制を整えています。患者さんの個性や状態を尊重した、心身ともに調和のとれた医療・介護サービスを日々心がけ、きせがわ病院の基本理念である「自分の身内を入院させたいくなる病院となる」「地域で一番の療養病院になる」ことを目標に、心からの医療介護の提供に務めていきたいと思ひます。



訪問リハビリ

病院紹介

静岡県小児医療の「最後の砦」として



地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院

院長 坂本 喜三郎

1 はじめに

当院は昭和52年に県内唯一の小児専門病院として設置されて以来、県内医療機関の皆様に御支援をいただきながら、許可病床数279床（I C U系病床 44）で、専門医療の必要な小児患者を365日24時間受け入れてまいりました。

平成21年には県立総合病院、県立こころの医療センターとともに地方独立行政法人静岡県立病院機構に移行し、11年が経過したところです。私の院長就任後“人を大切に続けられる病院”をモットーに、医師146名、看護師460名（令和2年4月現在）が、21世紀の「静岡県小児医療の最後の砦」としての使命を果たせるよう努めております。

2 質の高い医療の提供

① 循環器医療

3科（心臓血管外科、循環器内科、循環器集中治療科）がチームとなり、日本トップレベルの小児循環器治療を行っています。特に最高難度の左心低形成症候群、主要体肺側副血管等の重症心疾患に対する治療は世界をリードする立場と自負しております。

② 周産期医療

総合周産期母子医療センターとして、県内主要3センターで連携して静岡県全体をカバーしていますが、当院の強みは“新生児に対するあらゆる外科的治療に即時対応できる”ことです。



手術の様子



NICU（新生児集中治療室）

③ 小児がん医療

昨年4月、全国で15ヶ所の小児がん拠点病院に指定され、小児のがんとして代表的な血液腫瘍について県内患者の半分以上を受け入れているのは勿論、固形腫瘍（脳腫瘍等）も広く受け入れています。

④ 小児に対する総合外科医療

小児外科は国内有数の手術症例数を誇り、特に、気管・気管支・喉頭の治療は日本トップレベル。整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科とほぼ全ての外科治療が可能で、小児専門の麻酔科医、術後管理を担う小児集中治療室を有することで、極めて安全な手術を提供できることが自慢です。

⑤ 児童精神科医療

全国で精神科をもつ小児専門病院は当院を含め4病院のみ。児童精神の専門診療を行うとともに、身体診療科との連携による治療や、リエゾン業務も積極的に行っています。

3 新たな取り組みの紹介

① 脊椎側弯症治療

平成31年1月から側弯症の手術を開始し、昨年度は13件を実施しました。

② クラニオフェイシャル（頭蓋顔面）センター開設

平成31年4月に小児専門病院として日本初のクラニオフェイシャルセンターを開設。頭、顔、顎等の変形、機能障害に対し、形成外科を中心に、脳神経外科、小児外科、耳鼻咽喉科、遺伝染色体科等の院内各科と連携した集約的な治療により、多くの子どもを笑顔にし、社会性を向上させることを目指しています。

4 結びとして：移行期医療、小児救急医療の協力・支援のお願い

本年4月、小児医療から成人医療へのスムーズな移行のコーディネートを目的とした「移行期医療支援センター」を静岡県から委託され、具体的な業務内容や移行期医療協議会の設置に向け検討を始めました。間違いなく、多くの病院、施設と連携しなければならない取り組みであり、救急を含む小児医療体制の課題解決とともに、皆様に御協力をお願いすることになると存じます。責任を持って静岡県小児医療の下支えをするのが当院の最大の役割であると思っております。ご支援、ご鞭撻を何卒よろしくお願い申し上げます。

公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構

ファルマバレーセンター

【問合せ先】

静岡県駿東郡長泉町下長窪1002-1

TEL:055-980-6333

MAIL:jigyo@fuji-pvc.jp

7つの支援

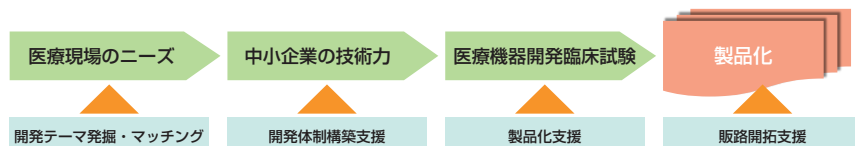
ファルマバレーセンターは、ファルマバレープロジェクトの中核支援機関として、静岡県や静岡がんセンターと連携し、地域の産学官金ネットワークを通じて、企業の医療健康産業への参入促進と、製品開発・事業化戦略策定などを強力にバックアップします。

●研究コーディネート

医療機関、大学・研究機関、地域企業などが連携し、患者や家族、医療従事者のニーズをカタチにするためにファルマバレーセンターは適切な機関とのマッチングを促進、研究活動をコーディネートします。

●医療機器開発

ヘルスケア・メディカル分野に参入するにはいくつものハードルを乗り越えていく必要があります。技術的アドバイス、薬事規制に関するアドバイスなど、経験豊富なコーディネータ、ラボマネージャーが伴走コンサルで課題解決に向けて支援を行います。



●創薬探索研究

所有する12万個の化合物ライブラリーを活用し、抗がん剤、抗ウイルス剤、体外診断用医薬品や新薬製造技術等の効率的な開発を行います。

化合物ライブラリー（約12万個）	in vitro, in vivo 活性評価	薬効評価バイオマーカー
静岡県立大学創薬探索センター 静岡県環境衛生科学研究所	静岡がんセンター 医看工連携大学、企業	静岡がんセンター 静岡県治験ネットワーク

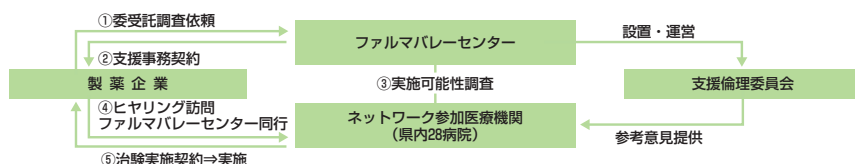
●人材育成

コーディネータなどの産業支援人材の育成や人材間のネットワークを強化します。また、セミナーや研修会、人材養成プログラムなどを企画・実施し、医療現場のニーズを実現できる高度な技術者や研究人材・経営者を養成します。

※情報はメールマガジンで随時配信いたしますのでぜひ登録ください。Web サイトでも確認いただけます。

●治験・臨床研究

独自に構築した静岡県治験ネットワークを活用し、治験や臨床研究を推進しています。



●販売促進

ビジネスチャンスを獲得するための後押しとして、展示会・イベントへの出展支援・サポートを行います。

●静岡県医療健康産業研究開発センターの管理運営

同施設の指定管理者として、施設の運営管理及び入居企業間・地域企業との連携促進をサポートし、オープンイノベーションによる製品開発を進めています。